

一般財団法人 旭川市勤労者共済センターのご紹介

設立の目的

旭川市の中小企業の勤労者のための総合的な福祉に関する事業を行うことにより、勤労者の福祉の向上、中小企業の振興及び地域社会の発展に寄与することを目的として設立されました。

沿革

昭和49年1月 旭川市勤労者共済会 設立

平成9年12月 財団法人旭川市勤労者共済センター 法人化

平成25年4月 一般財団法人へ移行認可

仕組み

月々わずかな会費で大きな特典・事業所の福利厚生の充実にご活用ください。

会員からの会費と旭川市からの補助金を収入源としています。

会費600円のうち360円を給付事業の原資としています。(決算で残額が発生した場合は、福利厚生事業に充当しています。)

旭川市からの補助+



税制上の特典

会費は経費として計上できます。また、事業所で給付金を給付該当職員(会員)に先払いした場合(福利厚生費)は、共済センターからの入金を「雑収入」として計上できます。

手続きは、専用の申請書に事業所印(登録していただきます。)を押印して申請してください。

福利厚生事業

心のゆとりと充実感、いろいろな魅力と特典があり、会員と家族との交流や親睦をより深めていきます。

健康維持増進事業(助成事業)

健康維持事業

人間ドック費用・脳ドック費用・生活習慣病予防検診費用・インフルエンザ予防接種費用・がん検診費用の一部助成を行っています。

健康増進事業

旭川ハーフマラソン参加費・パーサーロペットジャパン参加費の助成を行っています。

自己啓発・余暇活動事業(助成事業及び会員参加型事業)

仕事時間のリフレッシュ及び家族サービス又は事業所内の親睦などに利用できる

(保養券)近郊温泉ホテル宿泊助成・(ミールクーポン)市内飲食店利用助成

会員の家族が参加でき、かつ事業所間の親睦も図れる共済センターの自主事業

ソフトボール大会・WORKER'S MEETING(勤労者の集い)・ボウリング大会

そのほか、旭川市民文化会館・公会堂・大雪クリスタルホール等で開催されるコンサートチケットの購入助成

市内1映画館のチケット購入助成・入浴施設チケット購入助成等の実施、スキーリフト券団体割引の実施

生活の安定に係る事業

会員証を提示することで得られる特典

レンタルサービス・スイミングスクール・葬祭会場利用・専門店等を会員割引価格で利用

全国規模での福利厚生に関する利用特典

全国の200に及ぶ共済センター・共済会が加盟している(一社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンターが提供する数々のサービスを利用できる特典。

全福ネット入院あんしん保険、あんしん労災など保険に加入、利用することもできます。

給付事業

楽しく安心して働ける環境づくりのため、次のように給付内容が設けられています。

共済給付金

給付の種類	共済事由と区分	給付金額	
二十歳祝金	会員本人が満20歳に達したとき	10,000円	
結婚祝金	会員が結婚したとき	10,000円	
出産祝金	会員または会員の配偶者が出産したとき	10,000円	
小学校入学祝金	会員の子が小学校に入学したとき	10,000円	
中学校卒業祝金	会員の子が中学校を卒業したとき	10,000円	
銀婚祝金	会員が結婚届を提出してから満25年に達したとき	10,000円	
還暦祝金	会員が満60歳に達したとき	10,000円	
傷病見舞金	会員が傷病で30日以上を休業したとき	15,000円	
死亡弔慰金	会員本人・会員の配偶者・子・親等が死亡したとき	本人	100,000円
		配偶者の死亡	50,000円
		子の死亡	20,000円
		親の死亡	10,000円
退会せん別金	会員が加入してから5年以上で満55歳をこえて退会したとき	5年～9年	10,000円
		10年～14年	20,000円
		15年～19年	30,000円
		20年～24年	40,000円
		25年以上	50,000円

1. 同一世帯に会員が2名以上いる場合は、それぞれの方の方が請求できます。
2. 親の死亡弔慰金は、別居の場合も請求できます。
また、会員の配偶者の親も対象になります。
3. 給付金請求期間は、給付理由が発生した日から1年以内です。